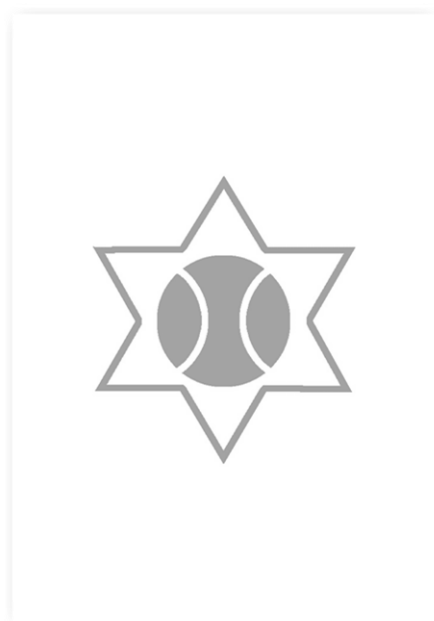


宅地造成等規制法の手引

平成 27 年 10 月



小樽市

は じ め に

宅地造成等規制法は、宅地造成により崖崩れや土砂の流出が発生するおそれのある区域内での宅地造成工事などについて、造成に伴う災害の発生を防止するために必要な種々の規制を行うことにより、人の生命や財産を守ることを目的として制定されたものです。

宅地造成は、自然の状態にある利用度の低い土地の形態を変えることにより、人々がよりよく利用できるようになる反面、自然の状態で安定している土地の形態を変えるわけですから、周囲の土地にも少なからず影響を及ぼします。

特に傾斜地において宅地造成を行う場合には、造成による崖崩れや土砂の流出などによる災害で、尊い人命や長年築いてきた財産を一瞬にして奪われるなどの危険性があり、これらの災害を周囲に及ぼさないこと、また、自らもその被害にあわないように安全対策を講じた宅地造成を行わなければなりません。

坂の多い地形である小樽市においても宅地を傾斜地に求めることが多く、宅地造成を行う場合には、災害を防ぐために必要な最低限の対策を講じることが重要であり、宅地造成に関しての法律である宅地造成等規制法の主旨、規制、技術基準及び手続など、内容の理解向上をはかるために、この手引書を活用してください。

目 次

事務手続編

I	宅地造成等規制法のあらまし	1
1	法律の目的	1
2	宅地造成工事規制区域	1
3	許可制度	1
4	宅地保全の義務	1
5	宅地防災工事資金の融資	2
6	宅地造成に関する工事	2
7	土地の形質の変更（許可を要する工事）	2
II	許可申請の手続	3
1	許可申請をする前に必要な事項	3
2	許可申請及び許可通知	3
3	許可申請から検査までの流れ	4
4	申請図書作成要領	5
III	許可後の手続	8
1	宅地造成工事着手届	8
2	宅地造成工事許可標識	8
3	宅地造成工事変更届	8
4	宅地造成工事（中止・再開・廃止）届	9
5	工事の完了検査申請書	9
IV	違反に対する処置	9
1	監督処分	9
2	罰 則	9
V	工事施工にあたって	9
1	工事施工に伴う一般的な注意事項	9
2	現場写真撮影要領	10
VI	届出を必要とする事項	10
1	法第15条第1項	10
2	法第15条第2項	10
3	法第15条第3項	10

技 術 編

I	用語の定義	11
1	崖及び崖面	11
2	崖勾配	11
3	宅地造成	11
II	技術的基準	11
1	崖地盤の安全	11
2	崖面の基準	12
3	崖面の保護	14
4	法面排水施設の設置	15
5	擁壁の設置	16
6	練積み造擁壁の構造	17
7	鉄筋コンクリート造及び無筋コンクリート造擁壁の構造	21
8	擁壁の施工上の留意事項	21
9	排水施設	26

Ⅲ	工事の施工上の注意事項	30
1	一般条件	30
2	土工事の注意事項	30
3	擁壁工事の注意事項	31
4	公害に関する注意事項	33
Ⅳ	防災措置	34
1	防災計画	34
※	各種様式	35
※	規制法許可申請例	54